

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2639号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 4767

<http://www.zck.or.jp>

竹林



随 想	情 報	情 報	フ ォ ー ラム	政 策
--------	--------	--------	-------------------	--------

大学がきた .....	自治体国際化協会 .....	愛媛県愛南町長 .....	ロンドン事務所長 .....	北海道黒松内町 .....
.....	.....	谷口 長治 .....	務台 俊介 .....	.....
.....	.....	(12)	(9)	(8) (4) (2)

閑話 休題

### 聖火リレーが映し出したもの

ジャーナリスト 松本 克夫

漫画的な光景にも見えた。警備の列でランナーの姿がよく見えない北京五輪の聖火リレーである。何としても「中華民族百年の悲願」といわれる北京五輪を成功させたいという中国の必死さは伝わってきたが、必死であればあるほどこっけいさが増すというあんばいだった。

例えば東京五輪のころの日本も必死だった。日本文学研究者のエドワード・サイデンステッカー氏は『立ち上がる東京』の中で、「日本は世界の劣等国であり、国際社会から閉め出されているという意識が根強く残っていた」と観察している。五輪開催は先進国入りするための通過儀礼だったから、拙速で新幹線、高速道路、モノレールなどの近代都市の装備を整え、精いっぱいの見栄を張った。

光化学スモッグの影響で、校庭で運動していた都内の女子高生などがばったばったと倒れるという事件が相次いだのは東京五輪より後だが、当時から東京の空はどんよりとして、恐らく大気汚染は今の

北京に負けず劣らずだったはずである。国際的な批判を免れたのはまだ環境への意識の高まりがなかったせいだろう。

時代の風潮は後から振り返れば狂気に見える。見栄っ張りの度が過ぎて、日本橋の上を高速道路で覆ってしまったのだが、景観破壊が大した抵抗も受けなかったのは一億総熱病状態にあったせいだ。

国民国家の形成を推し進めたナショナリズムは画一化の強制という狂気を伴った。その負の遺産を解消しようと、先進国で分権改革がまな板の上に載ったのはナショナリズムの熱狂がさめてからだ。

やがては中国も、文化や伝統が漢族とは大きく異なるチベット族に広範な自治を認めるしかなく見えてくる。しかし、五輪にあおられて愛国熱が最高潮にある今は、チベットの動きは許しがたい祖国分裂活動としか映らないのだろう。

ナショナリズムが引き潮にある先進国と満ち潮にある中国との落差。聖火リレーのこっけいさはそこからくる。

#### 写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。  
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)  
なお、採否は当方に一任願います。  
送り先:全国町村会・広報部

# 平成19年度文科白書

## 初等中等教育改革を特集

### ―特待生問題など事件物も記載―

渡海紀三朗文部科学相は4月8日、「教育基本法改正を踏

まえた教育改革の推進」『教育新時代』を拓く初等中等教育改革」と題した2007年度版文部科学白書を閣議に報告した。

白書のスリム化を図り、全体の分量は前年度比2割減となった。2006年度版では閣議報告前に高校の履修漏れ問題に触れていないことが問題化したこともあり、今回は高校野球の特待生問題などの「事件物」についても予め配慮し、記載した。

同白書は、特集と文教・科学技術施策全般の年次報告の2部構成。第1部の特集は2章構成で、教育基本法の改正の概要や全国学力・学習状況調査の結果、新学習指導要領など初等中等教育改革について触れた。第2部は15章構成で、各章の冒頭には前年同様、「ヒトの皮膚細胞からiPS細胞作製に成功」などのトピック入を設けて分かり易く解説した。

#### 改正教育基本法、生涯学習の理念を規定

学校でのいじめ、子どもを巻き込んだ事件の多発、学ぶ意欲の低下など教育現場を取り巻く課題が山積する中、2006年12月、約60年ぶりの改正となる改正教育基本法が成立した。改正法は第1章で、教育理念

きた伝統と文化を尊重することなど、今日極めて重要と考えられる理念を明確にした」と強調。これを受けた学校教育法、地方教育行政法、教育職員免許法のいわゆる「教育3法」の改正内容も紹介し、改正基本法の17条で規定された「教育振興基本計画」についても記述した。

同基本計画は今後5年、10年間の教育政策の目標を定めるもので、政府全体の責任で教育に関する中長期の総合計画を定めるのは初めて。白書は、計画策定の意義について、「教育関係者にとどまらず、社会全体で責任を共有し、教育の振興に取り組むことが期待される」とした。また、2014年度までにすべての児童・生徒が標準学力に達することを目標とするアメリカの「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法」や、25歳〜29歳の年齢層で中等教育レベル以上の資格を有する割合を2015年までに5%以上増加させることを目標とするフィンランドの教育・

に「教育の機会均等」に加え、「生涯学習の理念」を新たに規定したほか、第2章では、「義務教育」、「政治教育」、「宗教教育」などに関する規定を見直すとともに、「大学」、「私立学校」、「家庭教育」などを新規に規定した。白書は、「公共の精神など日本人が持っていた『規範意識』を大切にすることや、それらを醸成して

研究振興計画」なども紹介している。

#### ◆学力テストを分析

2007年4月に小学6年生と中学3年生を対象に実施した「全国学力・学習状況調査」の結果についても記述、分析。対象学年すべての児童生徒を対象にした学力調査は43年ぶり。白書は、「知識」の問題に関しては、小学校の国語、算数、中学校の国語で、「相当数の児童生徒が出題した学習内容をおおむね理解している」とし、中学校の数学については、「基礎的・基本的な知識や技能を更に身に付けさせる必要がある」と指摘した。また、「活用」問題では、小中の国語、算数・数学すべてにおいて、「知識や技能を活用する力に課題が見られた」としている。児童生徒質問紙調査の結果と学力との関係については、学習への関心・意欲・態度、基本的な生活習慣、自尊・規範意識などの項目で肯定的な回答をした児童生徒の正答率が高い傾向

## 政 策

が見られた、と分析している。

一方、子どもの体力低下も指摘。「体力・運動能力調査」によると、1985年度と2006年度との比較で11歳の男女ともに、身長・体重といった体格は大きくなってきているものの、50メートル走、ソフトボール投げで記録が落ちてきている。その原因として、外遊びやスポーツの重要性を軽視する国民の意識 都市化・生活の利便化など生活環境の変化 睡眠や食生活などの子どもの生活習慣の乱れ を挙げている。こうした状況を踏まえ、文科省は、総合型地域スポーツクラブの全国展開や「早寝早起朝ごはん」国民運動を推進している、などとしている。

また、小学校で2011年度から、中学校で2012年度から本格実施される新学習指導要領についても記述。2008年1月に提出された中教審の答申の指導要領に関する基本的な考え方を説明した。社会の変化に応じ自ら考え主体的に行動する「生きる力」の理念の共有が重視されており、「ゆとり」か「詰め込み」かの二項対立でなく、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とこれらを活用する思考力・判断力・表現力を伸ばしていくことが求められるとした上で、「生きる力」の必要

性について教育関係者、保護者などに情報発信を行う 観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能を活用する学習活動を発達の段階に応じて充実する 国語、社会、算数・数学、理科、外国語の授業時数を確保する 言語能力の重視や体験活動・道徳教育の充実などで豊かな心と健やかな身体を育成する など7つの基本的考え方を紹介した。

## ◆採点ミスやiPS細胞も記載

第2部第1章で取り上げたテーマは、改正教育基本法でも新たに理念が明記された「生涯学習」。学校教育だけでなく、家庭教育、文化活動、ボランティア活動、趣味など幅広い

「生涯学習」の基盤を整備し、その成果が適切に評価される社会を築くことが、学歴社会の弊害の是正にもつながると指摘。2007年6月現在で、44都道府県、1030市町村が生涯学習振興のための中長期的な基本計画や基本構想を策定しているという。地域住民にとって身近な学習・交流拠点である全国の公民館は2005年10月現在で1万7143館となっているが、学級・講座内容は趣味やけいこ事、また対象が60代以上に偏る傾向があると指摘。このため、文科省では、防犯・防災などの

学習内容の充実を図るため、関係省庁と連携して、講師派遣などの支援を行っていることを記載している。

一方、この第1章では、2007年度第2回の高等学校卒業程度認定試験の科目「世界史A」で、コンピュータの採点プログラムに間違いがあることが判明したことも記述している。それによると、間違いがあったプログラムは2005年度の第1回試験から2007年度の第2回試験まで計6回採用。再採点の結果、新たに80人が合格となった。文科省としては、「受験者に多大な迷惑を掛けたことを深く反省し、プログラムチェック体制の充実など再発防止に全力で取り組む」としている。

以降、学習指導要領や教員免許更新新制などに触れた「初中等教育の一層の充実のために」、国立大学の法人化などに触れた「高等教育の多様な発展のために」、ライフサイエンスやナノテクノロジー・材料といった各種分野の取り組みなどを紹介した「科学技術の戦略的重点化」、文化庁の取り組みなどを紹介した「文化芸術立国を目指して」など幅広いテーマについて取り上げている。その中のトピックスで、2007年11月に京都大学の山中伸弥教授が、ヒトの皮膚細胞から神経・骨・

内臓など様々な細胞・組織に分化する能力を持つ「iPS細胞(人工多能性幹細胞)」の作製に成功したニュースについて記述している。再生医学研究の分野では、ES細胞(胚性幹細胞)が知られているが、ES細胞は人の生命の萌芽である受精卵を消滅させて作製することから倫理上の問題があったほか、他人の遺伝情報を含む細胞から組織を作るため、移植した際に拒絶反応が起こる可能性もあった。一方、患者の体細胞から作製するiPS細胞ならこれらの問題を避けることができ、再生医療の実現への貢献が期待できると紹介している。

また、コラム欄では、高校生のプロ野球球団からの金銭授受が発覚し問題化した「高校野球特待生問題」にも触れている。376校7971人の学校の野球特待生制度と特待生が日本学生野球憲章違反とされ、是正措置を受けた。しかし、是正措置で退学者が出ることは日本高野連も本意でないとして、当初の是正措置を緩和。さらに、2008年度入学者に対する暫定措置として、経済支援が必要な者に対する特待生制度を認めることにした、との経緯を説明している。

(時事通信社 安延 太郎)

現地レポート

地域資源を活かした活性化策

自然にやさしく・人にやさしくぎの田舎  
〜ブナ北限の里づくり〜

まち



黒松内町の概要

黒松内町は、北海道西部にあり、札幌市と函館市の中間に位置し、日本海と太平洋をわずか28kmで結ぶ間にありながら直接海に接することのない特殊性を持ち、町の面積のうち76.3%が森林で、高山や平野が少なく、町土のほとんどが丘陵をなし、中央部を朱太川が貫流して、これを幹線とした中小河川の流域の平地部に農地を形成しています。

気候は、日本海と太平洋の双方からの影響を受けるため、春から夏にかけて南南東の風が噴火湾（内浦湾）で発生する

濃霧を運び、しばしば低温となり、冬は反対に北西の風が大量の積雪をもたらす、近年は減少の傾向にあるものの、2,000mにおよぶ年もあります。

本町は、安政3年太平洋側長万部から黒松内を経て日本海側歌葉に通じる陸路が完成以来交通の要衝となり、明治4年伊達邦成の家臣13戸の黒松内市街地入植から、各地に農場が開設されました。

明治36年には、函館熱郭間に鉄道が開通し、黒松内駅が開設されてからは鉄道のまちとしてにぎわいを見せていましたが、昭和3年の室蘭本線開通によって町からは鉄道関係者が減り、再び農業のまちとしての道を歩み始め、前記した独特の気象条件から乳牛飼育に力を注いできました。

また、民間法人が中心となり、社会福祉施設の充実に力を注ぎ、昭和の時代は「酪農と福祉の町」として評価されていました。

人口は、3村合併時の約7,500人をピークに減少し続け、今年3月末では半分以下の3,300人を割り込むまでになっています。



北海道 黒松内町

新緑の天然記念物歌オブナ林

フォーラム

酪農の町を象徴する牧歌的風景



自生北限の天然記念物 歌オブナ林

本町には、ミズナラなどが少し混在していますが、殆どブナの純林状態で自生している、面積約92ヘクタールの歌オブナ林があります。

歌オブナ林は、市街地と隣り合わせで、人々が気軽に散策できる場所にありながら手付かずの状態であったことが学術的に評価され、昭和3年に国の天然記念物に指定されています。

さらに、歌オブナの特徴として、幹を真っ直ぐに空に伸ばし、梢の方にこんもりと葉を広げている様子から、「北の

ヤシの木」という人もいます。

ブナは、ヨーロッパでは、繁栄のシンボルとして「母なる木・マザーツリー」と呼ばれているように、歌オブナ林はその実をリスたちや虫たちの食料として提供し、その葉は光合成により空気清浄化の役目を果たし、落ち葉は腐葉土となり雨水を吸収して、その水はやがて町内を貫流する朱太川に流れ込み、清流にしか棲まないヤマメやアユを育てるなど豊かな自然を育んでいます。

歌オブナ林は、天然記念物に指定された後も、太平洋戦争末期には、木製戦闘機のプロペラ材として、戦後には村の財政的理由から、2回の伐採の危機に直面しましたが、地元町民や学者など先人たちの懸命な努力により、それを免れたという歴史を持ちます。

また、昭和61年にブナを「町の木」として指定し、このころから本来木偏に無と書く「樺」ブナの漢字を、当て字で木偏に貴と書く「檜」を用いるようになり、特産品や交流施設のネーミングに活用するなど、町民のブナに対する思い入れは一層強いものになりました。

昭和63年、天然記念物指定60周年を記念し、ブナを通して自然と人とのかわりを問い直そうと、ブナフォーラムを開催。

その5年後の平成5年には、寿都町、島牧村を加えた3町村をステージに、講演会やシンポジウム、ギターコンサート、写真展などを開催し、ブナ林が語りかける「未来へのメッセージ」を様々な角度から探りました。

平成10年には、「食うべ・語るべ・くろまつない」とサブタイトルを付けた3

回目のフォーラムを開催し、同年、歌オブナ林が今日まで守られてきた記録をつづた、町民有志による市民劇場「北のヤシの木」が上演されました。

天然記念物指定80周年を迎える今年、世界各地からブナ林研究の第一人者を招き、歌オブナ林の重要性や地球温暖化との関係などを解説していただく講演会をメインに、4回目の国際ブナフォーラムを開催します。

ブナ林とまちづくり

昭和60年、町は10カ年の総合計画を策定し、基本構想の具現化に当たり、町民有志15名による「まちづくり推進委員会」を組織し、将来の黒松内町のあるべき姿の検討に入りました。

昭和61年には、全国で計画や実行に移される大規模リゾート開発をよそに、可能な限り地域内の人材・資金を活用し、都市と農村の交流をまちづくりの基本理念としたヨーロッパ型の農村づくり「ブナ北限の里づくり構想」素案が、まちづくり推進委員会から町に提言されました。

昭和63年、町はこの提言に基づいた構想の全体計画を策定し、平成元年度事業に着手しました。

本町においても、このころ、ゴルフ場・スキー場・

ホテルの三点セットの開発の打診がデベロッパーからありましたが、私たち黒松内町民は、歌オブナ林をまちの象徴として位置づけ、今日的な価値を再評価したうえで、朱太川・牧歌的農村風景・地域の生活文化等の資源を生かした、自らの手によるまちづくりを選択しました。

そして、まちづくりの目標を、これまで一般的に指標としていた定住人口の増加から交流人口の増加に置き換えまし

歌オ自然の家



ブナセンター



オートキャンプ場



黒松内温泉



フォーラム

た。

日本では、ヨーロッパのように週末や長期休暇を田舎でのんびりと過ごすという習慣がなく、これをどのように取り入れるかを検討し、最初に自然体験学習宿泊施設「歌才自然の家」を整備して、ブナ林散策、子供たちの野外活動の拠点づくりをしました。

次に、ブナに関しての知識の提供、黒松内の素材を生かした体験メニューづくりのために、木工房・食工房・陶芸工房を備えた「ブナセンター」、自然の中で家族のふれあいを楽しむ「オートキャンプ場」、都会の生活や野外体験での疲れを癒すための「黒松内温泉」を整備しました。

ヨーロッパの農家民宿では、家庭ごとに、手づくりのチーズ・ソーセージ・パン・ワインで、お客様をもてなすといわれています。

本町では、町レベルでそれらを提供できるよう、地場の産物に付加価値を加える形で、特産物手づくり加工センター製

チーズとソーセージ、特産物展示販売施設製パン、地場産ぶどうを原料にしたワインをそろえ、オリジナルの味を御用意しています。

ブナ北限の里づくり構想が住民から提案されたことを踏まえて、交流施設の運営に民間のノウハウ・資金・機動力を生かすため、第3セクター「(株)ブナの里振興公社」を平成元年に設立し、社長に民間人を迎え、平成3年の歌才自然の家のオープンと同時にレストラン厨房・清掃業務を任せ、次いで、平成10年の黒松内温泉のオープン時には、飲食・売店部門を任せました。

平成12年には、地方自治法の改正に伴い、両施設の管理運営を全面委託し、さらに、平成14年には、道の駅(特産物展示販売施設)の管理運営を全面委託(現在は指定管理者として3つの施設を運営)するなど、住民による主体的な交流施設の管理運営が行われています。

歌才自然の家やブナセンターなど主要交流施設整備が整った平成5年に開始した観光客入込み調査は、約

46,000人を数えて以降年々増加し、黒松内温泉や道の駅の整備後の平成12年度には、約20万人を擁するまでになり、施設の新設効果が薄らいだ以降も概ね17万人で推移しています。

また、これら第3セクター運営及び町運営交流施設は、正社員からパートを含め60人を超える職員を採用し、人口3,300人弱の本町にとって、大口の産



特産物加工センター



道の駅

パンやハムなどの特産品



用の場となり、町の振興に大きく寄与しています。

平成16年11月、これまでの地域の宝としてのブナを活用したまちづくりの「思入れ価値」と、歌才に加え差別(せいべつ)白井川の3つのブナ林が群生する地理的・学術的価値が評価され、本町のブナ林は「北限のブナ林」として、次代に引継ぎたい有形・無形の財産である、「北海道遺産」52の1つに選定されました。

まちづくりの第二ステージ

ヨーロッパでは、早くから景観や環境に配慮した取組みが行われていました。が、本町も北限のブナ林や美しい農村を次代の子供たちに引き継ぐため、これらの景観や環境を保全し続けなければなりません。

交流施設などの公共建築物は、屋根の形や色彩などに配慮し、農村でのランド

マークとしての機能を果たせるように整備していましたが、平成7年、本町で初めての優れた景観づくりの基本方針「ブナ里景観ガイドプラン」を策定し、景観の重要性を町民や関係機関にも広く訴えました。

翌平成8年には、ふるさと景観条例を制定し、奨励制度を設けて個人住宅の色彩配慮、廃屋・廃自動車撤去などを手がけたことにより、ヨーロッパの農村のような色彩の統一感が生まれ、来訪者からは、「ほかのまちと違う落ち着きがある」と評価されるようになりました。

今年3月1日には、景観行政団体になりましたので、速やかに景観計画を策定し、一層優れた農村景観づくりを推進します。

景観と並んで重要な環境に関しては、平成9年「環境基本計画」を策定し、平成11年には、「環境基本条例」を制定して、北限のブナ林や高層湿原として貴重な歌才湿原、アユやヤマメの生息する朱太川など、地域固有の環境の保全に取組むことはもちろん、地球温暖化がブナの北限に与える影響などは、小さな自治体ながら見過ごすことはできません。

京都議定書が採択された翌年の平成10年には、「地球温暖化防止フォーラムinくろまつない」を開催し、小さな自治体からいち早く地球環境の大切さを訴え、現在は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収し、豊かな川を育む森林を増やすための植樹にも取り組んでいます。

イギリスには、国内にくまなく自然発生した小道「フットパス」が張り巡り、美しい自然景観、懐かしい田園風景、古

フォーラム

フットパス「西沢」コース



い街並みを結び、多くの人々がそのフットパスを余暇として歩き楽しんでいきます。

本町でも、「歩く」スローな視点から、車では見過ごしがちな景観や環境のすばらしさを、注意深く見つめて、満喫してほしいと考えています。

フットパスは、今ある道を活用し、下草刈りする程度で、自然に負荷をかけることなく取組むことができ、交流施設を結ぶ役目など、新たな都市との交流事業として注目を浴びています。

本町では、町民ボランティアと町職員が連携し、除草作業、案内看板・道標の設置、イベントの開催などに取組み、3つのコースを整備して、総延長22kmが歩行可能になっています。

このように、自らの行動により郷土を

守り育てる心が町民に芽生え始め、日本百名山にも選定されている「黒松内岳」のブナ林を再生するプロジェクトが、平成18年12月に立ち上がりました。

これは、黒松内岳のブナの密度が高く、ほぼ純林の状態を保つていながら、中腹で過去において伐採されササが茂っている箇所があることから、これを再生するため、黒松内岳の標高450m付近の4区画、計約4haに種子をまくことに加え、苗畑を作り種から苗を育て5年後に黒松内岳に植栽する、2本立ての取組みです。

子供からお年寄りまで、そして学校の授業の一環として、町民参加の取組みが実を結び、今春の苗床には、たくさんの方が芽生えています。

交流施設整備、イベント開催、景観や環境に配慮した自然を守る取組みなどによってまちの魅力がアップするにつれて、交流だけでなく移住する方々が現れ始め、彼らによって民宿や環境雑貨店経営、木工や食料品製造といった経済活動が行われるようになり、町外者に対する町の魅力は一層高まるようになっています。

また、町内に点在する移住者の活動は、交流施設とともにフットパスで結ばれ、点から線へ、そして面への広がりとなっています。

これら時代の流れを的確に捉えた本町の各種取組みは、現在北海道が推進する移住政策とも相まって、本町への移住者や移住希望者を近年一段と増やす要因となっています。

ブナ北限の里づくり構想は、定住人口から交流人口に指標を変えていながら、

移住者向け分譲地イメージ



結果として定住人口を増やす取組みにたどり着きました。

空家情報や先輩移住者の生活実態など、移住に必要な情報をホームページでタイムリーに紹介し、北海道での田舎暮らしを手軽に体験できる「ちよっと暮らし」住宅を整備、移住者が移住後に孤独にならないための交流組織「ブナ里交流町内ネットワーク」を設立し、移住対策を近年の重点施策に位置付けて取組んでいます。

今年度は、移住者向けの無償・格安分譲地7区画を整備しますので、「ブナ北限の里くるまつない」の良さを御理解いただける方々に、是非御利用いただきたいと思えます。

21世紀のブナ北限の里の姿

農村特有の田園風景 牧歌的風景は、

農村の「生業」がもたらすものであり、食糧に負けず劣らず農業が生み出す重要な産物です。

本町では、自然と共生した20年間の取組みがこれらを磨き上げ、一層魅力ある農村空間を築いてきました。

この素材を生かしながら、小さな農村でも、住んでいる人が生き活きしている田舎を守り続けなければなりません。

そのためにはこれからの時代、地域住民、行政、そして町外にいる黒松内ファンが助け合いながら取組む協働のまちづくりが不可欠で、そのことを自覚して行動していくことにより、新たな黒松内ファンを生み、新たな交流・移住につなげ、黒松内町しかりええ黒松内オリジナルの「自然にやさしく・人にやさしい」の田舎を次代に継承していくことが課題となります。

ブナ北限の里づくり構想は、これまで各地で見られた同種の事業が、テーマやコンセプトに統一性がなく、点の存在しか確認することができない事例が多い中で、「21世紀の国土のグランドデザイン」が策定される10年以上前から、単なる観光開発ではなく、地域の財産である北限のブナ林を核にして、河川などの自然環境や交流施設群が有機的に結びつき、それぞれの機能を有効に発揮しながら、次のポイントへと導いています。

21世紀の黒松内町は、町民の財産である地域資源を、持続可能な利用の仕方では来訪者に対し提供しつつ、更にまちの魅力を高めながら、ブナ北限の里らしい自然・農村空間づくりが継承されていきます。

(黒松内町長 谷口 徹)



町村Navigationでは掲載情報を募集しています。  
掲載をご希望の場合は全国町村会広報部  
(TEL03-3581-0486)まで

「お菓子の売上金で植林や間伐作業」

**宮城県**  
**協働のまちづくり**  
**基本条例」施行**

町では、町民・議会・町の協働によるまちづくりを前面に打ち出した「まちづくり基本条例」を4月1日から施行した。これを踏まえ、町は「協働のまちづくり計画」（基本方針など）を策定、今年度から「まちづくり推進委員会」を設置するとともに、まちづくりを支えるNPOやボランティア団体等の人材育成・活動支援、職員による「町づくり出前講座」や「移動町長室」などを実施する。このほか、「地域づくり総合交付金」「町民企画提案まちづくり制度」の創設なども検討している。

「基本条例」は、町の長期計画「総合発展計画」に盛り込まれた「地域協働のまちづくり」を受けて、2006年に公募で設置した「まちづくり推進会議」が策定した。高校生を含めた住民のみ10人で構成。このため、会議は夜間や土曜日に開催したが、「当初は喧々譁々の議論」だったという。

基本条例は、「まちづくりは、町民、議会、町が協働により推進するもの」とした上で、それぞれの役割などを明記した。いわゆる自治基本条例は宮城県下の市町村では初めて。

**東京都**  
**ヘルパー資格取得費用**  
**の助成を検討**

町は、ホームヘルパーの資格取得費用を助成する制度の検討を開始した。介護労働者の人材不足に対応するのが狙いで、青木國太郎町長が3月議会で表明した。介護保険制度の改正に併せ、来年度からの実施を目指す。

具体的には、助成金の交付によりヘルパー資格者を増やすほか、資格を持ちながら活動していない人への再学習などの支援も行いたい考えだ。

また町では、特別養護老人ホーム等の入所者などへのボランティア活動を行う「介護支援ボランティア制度」も来年度からの導入を目指している。なお、都内では区部や稲城市が既に同様の制度を実施しているという。町は両制度ともに活動をポイント化した介護保険料に充当できるようにすることも検討する。

**長野県**  
**お菓子の売上金で植林**  
**や間伐作業**

森の妖精「プティリッツァ」をイメージ

「お菓子の森」のフィールドで、植林や間伐作業を行う。また、子供たちへの森林体験ツアーや、森でのお菓子づくり教室なども実施する。

町では同事業を通じ、八ヶ岳山麓の自然豊かな環境を全国にPRするとともに、この事業を森林の新たな活用方法の一例として捉えて取り組んでいく予定だ。

具体的な森の選定は、6月2日の関係者会議で行われる予定。

**長野県**  
**子育て世帯に買物割引**  
**パスを配布**

村はこのほど、村内在住で18歳未満の児童を3人以上養育している家庭を対象に、村内店舗で割引サービスを受けられるパスを配布する。「山形村プレミアムパス事業」を始めた。村には若い世代を中心に転入者が多く、子育て世帯への経済的支援が目的。

パスの交付を希望する世帯は、申請書を村長に提出する。これにより、協賛店で

**岡山県**  
**メタボ検診を無料化**

町は、今年度からスタートしたメタボ健診（特定健診）の受診率を向上させようと受診料の自己負担を無料にした。

町では総合計画に掲げた「健康で住みやすいまちづくり」を踏まえ、「健康づくり課」を設置するとともに、基本検診（自己負担1,300円）など各種検診を実施。さらに、「町民健康相談」で肥満を予防する生活改善アドバイスなども行っている。しかし、基本検診の受診率（国保加入者）は30%にとどまっている。このため、特定健診を無料化することにした。これにより、5年後の受診率65%を目指す。併せて、75歳以上が対象の後期高齢者医療制度の特定健診も無料化した。

特定健診制度は、生活習慣病の事前予防のため、40歳から74歳までの中高年の保険加入者を対象に特定健診と、メタボ対象者等に対する特定保健指導を行うもの。厚生労働省が今年度から各保険者に義務付けた。

の買物の際にパスを提示すると、店舗によって5%割引やポイントサービスなどが受けられるようになる。例えばマクドナルドでは、通常4200円のチーズバーガーハッピーセットが3500円になる。なお、対象世帯は約160世帯あり、5月8日現在、39世帯が申請をしている。

また、協賛を希望する事業者も村長の届け出をし、「子育て支援の店」を示すプレミアムパス協賛ステッカーの配布を受ける。店舗が行うサービスに対して、村からの補助金などは予定されていないが、8日現在で、百貨店や飲食店など29店舗が協賛店になっている。



情 報

# スウェーデンの地域自治組織 「地区委員会」の実際

自治体国際化協会  
ロンドン事務所長 務台 俊介

日本に限らず欧州諸国にも「近隣組織」あるいは「地域自治組織」といったものが存在することは、筆者の限られた体験でも英国の「パリッシュ」(注1)、「ドイツの「基底自治体」(注2)などの事例で見受けられますが、その一つとしてスウェーデンの事例である「地区委員会」と呼ばれる近隣政府の実例を2008年3月に訪問調査する機会がありました。

さて、戦後スウェーデンの地方自治の歴史の中で最も重要な変化の一つは、何と云っても大規模なコミュニティの合併でした。1952年から1974年の間に、コミュニティの数は2500から278に激減、その後の分離等を経て現在は290コミュニティとなっています。大規模な合併が行われる一方で、合併によるコミュニティの人口と地理的規模の拡大は、住民と自治体政府との間の距離を広げ住民の民主主義に対する関心と参画を薄らげるマイナスの面を生んだと言われています。この点を問題視したスウェーデン政府は、住民自治を強化するための幾つか

の改革を導入しています。

その改革の代表例が、1980年代中盤に行われたいわゆる「フリー・コミュニティ実験」と言われる手法でした。これは、政府が特定の自治体に内部組織を自由に改定させる実験的な政策であり、その経験から生まれたのが「地区委員会制度」だったのです。この実験を経て、1991年の自治法改正により、この自己組織権はすべてのコミュニティに与えられることとなりました。

このように、合併が進展したスウェーデンでは、コミュニティの中で人口も面積も拡大した自治体にあつては住民との関係が希薄になることを懸念し、1980年代と90年代に、地方自治と住民の距離を縮めることを目的に、地区委員会制度が導入されてきました。この地区委員会は市議会の下に置かれ、市の各地域に関わる事務やサービスを担当し、サービスの提供の中身を自主的に決定する組織です。委員は市議会に議席を持つ政党から選ばれ、直接選挙で選ばれるわけではありませぬ。したがって各地区委員会の委

員の構成は、その市議会の政党の議席の構成を反映することになります。委員は必ずしもその地区の住民でなくても構いませんが、少なくとも委員長は大概その地域の出身者が就任するようです。なお、地区委員会は市政府から年度ごとに、その地区で提供する公共サービスのための予算の配分を受けませんが、自らの課税権はありません。

実際にこの「地区委員会」はどのような運営実態になっているのでしょうか。そのことを実況検分すべく、2008年3月にストックホルム市西部の比較的裕福な地域であるヘゲースターン地区委員会を訪問して実情をお伺いすることができました。なおストックホルム市には現在14の地区委員会が存在しています。

さて、訪問先の委員会の本部はテレフォンプランというところにありま

す。エリクソン社が最初に本社を構えた地域で、19世紀後半に第一世代の電話組み立て工場があった場所です。その経緯で地名がテレフォンプランとなっているのです。現在その地区の人口は2万9千人。前年に隣接するリルエホルメン地区と合併したばかりなのでそうです。

マリア・マンネルホルム女史(ヘゲースターン・リルエホルメン地区の行政部長)からこの地区委員会制度導入の歴史の説明を受けました。10年前にストックホルム市にこの制度が導入された当初の目的は、住民参画を活性化し、政治をもっと住民に近づけることだったのだそうです。当時、右派政党はこの制度導入による行政の細分化で行政コストが上がるのではないかと心配し、一方で左派政党は、住民参加が増進され民主主義の向上がもたらされることを期待していたのだ

ストックホルム市の14の地区委員会



そうです。ところが、実際のところ、双方の予想とも的外れであったのだそうです。現実には、地区委員会制度は行政コストを増やすことなく、一方で期待されたような住民参加の拡充も起きなかったということでした。

住民アンケートや調査から判明したことは、ストックホルム市民の大多数は、市政全般に関することに、また

## 情 報

地区委員会の制度の仕組みについても、おぼろげにしか理解していないことが判明したのだそうです。

地区委員会導入のメリットとしては、ばらばらに地区内で提供していた行政サービスを地区委員会の管轄の下、一箇所に集中したことにより行政的効率が良くなったということなのだそうです。

前述のとおり、地区委員会制度のもとでは委員は直接選挙ではありません。市議会の選挙結果により地区委員会の委員が市議会の政党議席比率に基づき任命されるのです。その結果、意外な結果が生じることでした。例えば移民が多いストックホルムのリンケビー地区では、選挙の際は、住民の70・80%の有権者は社会民主党に投票すると言われていますが、2006年のストックホルム市議選で穏健党が大勝した結果、リンケビー地区委員会の委員構成も穏健党と右派系の委員が多数を占めることになったのです。しかし、この地区には保守・右派の党員は少ないので、他の地区から委員が「通勤」する形になっているのだそうです。ストックホルム市議会の与野党逆転の政権交代により地区委員会の裁量の度合いや所管事務が変わることもあるのだそうです。例えば、2006年の選挙の後、小中等教育（地区委員会の予算の30%を占めていた仕事）が、地区委員会の所管からストックホルム市直

轄の仕事に変更されたのだそうです。

しかしこの決定に対して住民からは特に大きな反対はなかったのだそうです。反発はあったものの、一部の政党からの反対に止まったのだそうです。

住民にとっては、教育関連サービスが適切に提供されればそれでいいのであって、それがストックホルム市であれば、地区委員会であれ、提供主体はそれほど大きな関心はないのだそうです。また、教育事務に携わっている職員の勤務実態が変わったわけではなく、責任の主体が、地区委員会のマンネルホルム女史からストックホルム市に代わっただけで、要は報告の相手先に変更があっただけ、との話でした。尤も、教育行政が自治体業務から外れたわけではない（例えば、「国」に移管）のでそれほど大きな議論になっていないのかもしれない。

さて、実は、当初この地区委員会を導入したスウェーデン国内の大多数のコミュニティがその制度を廃止しているのだそうです。例えば、地区委員会のパイオニア的存在であったウップサラ市もこの制度を廃止しています。現在のところ、大きな都市ではストックホルム、マルメ、ヨーテボリ、中規模の都市ではボロースが継続しているくらいなのだそうです。多くの調査やアンケートが行われましたが、この制度は住民の市政へ対する興味と政治参画を活性化する上であまり効果はなかつ

たようです。多くのコミュニティでは結局、これが廃止の大きな理由となつたようです。

その背景には、地区委員会の委員が直接選挙ではないこと、課税権がない委員会に対する住民の関心が薄かったことなどがあるようです。一方で、大都市地域では、この制度の導入により行政的効率が上がり、そのことが地区委員会継続の理由とされているようです。

地方自治の最先進国であるスウェーデンでは、地区委員会制度の運用の経験の面でも学ぶべき点が多いようです。

地区委員会制度のほかに、スウェーデンでは様々な民主主義増進の実験が行われています。最近では、住民によるコミュニティへの直接請求を可能とさせる法改正が行われ、全コミュニティのうち3分の2がこの議案イニシアティブ制度を導入しているのだそうです。しかし、現在までに120件のイニシアティブ（法的な拘束力はない）が住民から提案されたものの、このうち15件がコミュニティ議会に採決されるに止まっているのだそうです。実際のところ、多くの議会では直接民主主義には懐疑的立場を取っているようです。その代わり、住民協議会、青年議会（選挙権の無い若年層の議会活動への参画）、利用者委員会（users boards）、市民パネルなどの住民組織との協力には非常に前向きであり、住

民のニーズや声を吸い上げる諮問機関の役割が拡大しているのだそうです。

住民自治の強化策以外にも、近年、スウェーデン政府は、コミュニティとラウンディングの自主財源の強化、財源保障の拡充、および分権化を一段と進めています。自治体間で財源調整する水平的財政調整システムも存在しています。また、90年代には、国の特定補助金が非効率的であり自治体の自主性を侵害するという批判を受け、政府は自治体への補助金制度を抜本的に改革しています。その結果、特定補助金は特別な理由がない限り一般補助金として交付されることとされ、現在では、自治体を受け取る補助金の75%は一般補助金なのです。

1993年に導入された「財政原則」により、中央政府が法改正などで自治体に新たな事務を義務付けた場合には、中央政府はその業務の遂行に必要な財源を自治体へ保障することが必要となっています。そして、この原則に

## ◎町村週報購読のご案内◎

「町村週報」のご購読を希望される方は、住所、氏名、電話番号を明記の上、全国町村会広報部までお申し込み下さい。  
年間購読料1,500円(送料込み)  
〒100-0014  
東京都千代田区永田町1-11-35  
全国町村会広報部  
FAX: 03-3580-5955  
電話: 03-3581-0486  
メール: kouhou@zck.or.jp

情 報

基つき、自治体側の新たな支出を積算しその財源獲得のため財務省と交渉する機能が、スウェーデン自治体協議会(SALAR)(注3)の重要な仕事の一つとなっております。

スウェーデンを訪問して感じることは、世界有数の分権国家のスウェーデンですら、常に制度の在り方をふるいにかけ、たゆまぬ刷新の努力をしているということです。果敢に挑んである仕組みが十分機能しなければ、どんどん変更を加える。しかもそれを

新刊紹介

『農地制度』

『何が問題なのか』

元食糧庁長官・現弁護士 高木 賢著

発行・大成出版 217頁

2400円(別税)

電話：03 3321 4131

最近、農地制度改革に関する論議がにぎやかである。経済財政諮問会議をはじめ、日本経団連等の経済界やJA等の農業団体の提言、要望があいついで出されている。一方、農林水産省においては平成19年1月から「農地政策に関する有識者会議」を開催し、制度改革に向けて本格的な検討を開始した。著者は、この会議の座長をつとめている。著者は、農地制度改革に関する論

個々の自治体の判断に委ねる。日本の自治制度の20年後の姿をスウェーデンに見た思いがします。

参考

(注1) 町村週報2620、2621号

参照

(注2) 町村週報2629、2630、

2631号参照

(注3) SALARのホームページ

[http://www.ski.se/startpage\\_en.asp](http://www.ski.se/startpage_en.asp)

?C=6390

議の中には、特に一見急進的なものほど農地というものに対する理解の不足、法制度への理解の不足があり正鵠を得たとは言い難いものがある一方、昔ながらの発想からの論議も相変わらずあり、論議はかみ合っていないという。

本書は、著者のこうした認識のもとに農地制度に関し提起されている諸論点ごとに、関係者はもちろん一般人にもわかりやすいように、背景となるデータも豊富に駆使しながら問題の解説を行っている。

農地制度の問題は、今後のわが国の食料供給や農業生産構造の在り方だけでなく、地域の生活環境、景観など国民の暮らしにも大きく関わってくる問題である。本書は農業をめぐる環境が大きく変化する中で是非とも一読いただきたい一冊である。

豊かな生活 住みよい環境をつくる

安全有利な 公営企業債券



この債券の発行によって調達した資金は、地方公共団体の経営する公営企業や生活基盤整備等の事業に融資されます。

当公庫は、政府保証国内債、政府保証外債、財投機関債など投資家のニーズに合わせて多様な債券を発行しています。

発行条件や格付情報など詳しくは当公庫ホームページをご覧ください。  
【<http://www.jfm.go.jp/> の「投資家の皆様へ」】



随 想

随 想

愛媛県愛南町長

谷口 長治

大学がきた



四月二日、本町の西海支所に於いて、愛媛大学南予水産研究センターの開所式が行われた。因みに、伊予の国愛媛県はその地理的狀況から東予、中予、南予と三つに分けて呼び慣らわされており、わが愛南町は県の最南端に位置している。「南予」研究センターたる由縁である。

センターは、生命、環境、社会に分かれた三つの科学研究部門からなり、その下に九つの研究分野がある。常駐の二名を含む二十六名の教授、準教授が研究活動や二十名近い学生の指導に当たる。期待される成果としては、まず本研究センターでの研究活動により、本町をはじめとする南予地域が水産業に関して大学に求めるニーズと大学が持つ水産業振興に役立つシーズが明らかになる。これによって、より有意義な研究の実践が可能とな

る。さらに地元漁業者、漁協職員、愛南町職員等の中で、水産振興に係る研究を遂行しようという意欲ある者で組織する「地域特別研究員制度」により、意識が高く若い地域研究者が育成され、「体力のある養殖産業」の実現が可能となる。これは必然的に地域水産業の後継者の養成に貢献することになる。

又、当センターのメンバーを中心に、地域と協力して「ぎよしよく教育」及び「ブルーツーリズム」に関するNPO法人を数年以内に立ち上げ、地域の活性化に協力することも計画されている。

何故「魚食」でなくて「ぎよしよく」なのかというと、センターの副所長でもある若林教授を中心としたグループは、従来の「魚食」は、単に魚食の普及を目指した者であったが「ぎよしよく」はこれを魚触、魚

色、魚職、魚殖、魚飾、魚食等に表現することにより、魚の生産から消費、さらには生活文化まで含む幅広い内容を持たせ、子供達の五感を通して、魚に関する全ての事柄を体系的で、立体的に理解させようという試みを数年前から実践し、大きな成果を挙げ高い評価を受けている。これが「魚食」でなく「ぎよしよく」の背景であり、本町は「ぎよしよく教育」発祥の地なのである。

さて、水産県愛媛の一員である本町は、平成十六年十月の合併による誕生以来、農林業、水産業の振興を町の最重要課題の一つとして取組んできたが、中でも水産業の生産額二百二十億円は農業生産額の約十倍であり、総生産量は県生産量の三割強に達する。(平成十七年)

従って爾来、国や県の指導も戴きながら水産物の付加価値を高めるべく、「愛南ブランド」の創出を目指して様々な施策を試みて来た。

ジャパンインターナショナルシーフードショーへの参加、松山市のデパートの協力を得ての「愛いっばい産直市」「愛南大漁まつり」の開催、東京の居酒屋チェーンでのイベント、県内食品大手での研修会等々。

いろいろやっているうちに次第に手応えを感じはじめ、関係者一同、「自分たちは売れる商品を持っているぞ」という自信らしきものも芽生えてきた矢先にこの研究センターの開設となった。本町にとっては願ってもない態勢が整ったと思う。

今後取組まねばならない新養殖魚種の開発、養殖餌料の研究、海の環境改善、水揚げされた魚の衛生管理、そして漁村の活性化、これらの諸問題の解決に本研究センターの存在が大きな力となってくれる日が来ることは間違いない。

又、当地域全体の活性化に対する大学側の熱意や意欲は旺盛であり、これに十分に心えていけるかどうかは、我々受け入れ側の意欲と姿勢にかかっていると思う。

大学を通じて全国を結ぶネットワークは、鉄道も高速道路も無い地域に一足先に開通した知的ハイウェイである。これから何を求めるのか、何を発信するのか正念場を迎えた思いがする。

「地域に大学があれば地域はこんなに変わる。」是非、これを本町で実証したいと思っている。